

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、特定感染症を補償する特約において、新型コロナウイルス感染症を補償対象に加える商品改定を2020年7月31日に実施いたしました。2021年2月13日の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」とします。）の改正※後も引き続き、新型コロナウイルス感染症が補償対象となるよう、ご契約日が2021年3月4日以降のご契約につきまして、「普通傷害保険・個人賠償責任保険 普通保険約款・特約集」の一部を以下のとおり改定いたしました。なお、本改定は、2020年7月31日時点で有効であったご契約についても同様に適用されます。

本ご案内をご一読のうえ、「普通傷害保険・個人賠償責任保険 普通保険約款・特約集」とともに保管くださいますようお願いいたします。

※感染症法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。

掲載箇所	23.特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約 第1条				
改定の内容	『23.特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約』で2021年2月13日の感染症法の改正後も引き続き新型コロナウイルス感染症が補償対象となるよう、特定感染症にかかる特約に規定する「特定感染症」の定義を、以下のとおり変更します。				
2020年7月31日改定前	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
用語	定義				
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。				

2021年3月4日改定前		2021年3月4日改定後	
用語	定義	用語	定義
特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症（注）をいいます。</p> <p>（注）<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいい、同法に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症に指定された場合は、その指定が続く限りこれを対象とします。</u></p>	特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症（注）をいいます。</p> <p>（注）<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症のうち、発病時点で次のいずれかに該当するものをいいます。</u></p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症に定められていること</u></p> <p>② <u>同法第6条第8項の指定感染症に定められていること</u></p>